

佐賀県医療センター好生館 呼吸器内科 超音波診断装置 調達業務仕様書

項目番号	要件
1	呼吸器内科 超音波診断装置に関して、以下の構成であること。
1	1 超音波診断装置
1	2 腹部用コンベックスプローブ
1	3 高周波リアッププローブ
1	4 マイクロコンベックスプローブ
2	項目1-1で示した超音波診断装置について、以下の要件を満たすこと。
2	1 装置外形の幅は325mm以下、高さは299mm以下、奥行きは19mm以下であること。
2	2 本体の質量は1.2kg以下であること。
2	3 本体の画像保存領域は150GB以上であること。
2	4 点滴カートに取り付けることができるユニットを備えていること。
2	5 タッチパネルで操作可能であること。
2	6 視野深度は28cm以上であること。
2	7 2Dの表示輝度をリズ後でも変更可能であること。
2	8 STC(sensitivity time control)は、体表からの深さ方向に8段以上の調整が可能であること。
2	9 GAIN, STCの自動調節機能を備えていること。
2	10 Tissue Harmonic Imaging機能として、位相シフトを利用する方法、フィルタによる方法、および差音を利用する方法を有すること。
2	11 コンパウンド技術により、超音波の干渉(スペckルノイズ)の低減や生体組織内の境界の明瞭化および音響シャド-の低減が可能であること。
2	12 穿刺針を強調表示する機能を有すること。
2	13 2Dモード画面上に設定した任意断面から、Mモード画像の再構成が可能であること。
2	14 スペクトラムドプラー法として、PWD(パルスドプラー)を有すること。
2	15 PWDの繰り返し周波数は、0.5kHz~10kHzの範囲以上に調節できること。
2	16 PWDのスケールおよびベースラインシフトの自動調整が可能であること。
2	17 PWDのドプラー波形を自動でトレースすることにより、ピーク流速、時間平均流速などの計測が可能であること。
2	18 カラードプラーモードとしてCDIおよびPowerAngioを備えていること。
2	19 観察モニタは12インチ以上で、1920×1280の解像度を有すること。
2	20 観察モニタのサメイルエリアには、現在の検査で収集した画像データを表示できること。
2	21 256MB以上のメモリーを有し、コマ送り再生やループ再生が行えること。
2	22 静止画はBMP/JPEG、動画はMPEG-4/WMV9の汎用画像フォーマットでエクスポートが行えること。
3	項目1-2で示した腹部用コンベックスプローブについて、以下の要件を満たすこと。
3	1 周波数は3.5MHzであること。
3	2 周波数レンジは1.5MHz~6MHzであること。
3	3 視野角は70°以上であること。
3	4 人体接触部は16mm×69mm以下であること。
3	5 専用の穿刺アダプタが付属していること。

4		項目1-3で示した高周波リニアプローブについて、以下の要件を満たすこと。
4	1	周波数は7MHzであること。
4	2	周波数レンジは3MHz～10MHzであること。
4	3	視野幅は38mm以上であること。
4	4	専用のセンター用穿刺アダプタが付属していること。
4	5	専用のセンター用ブラケットが付属していること。
4	6	専用のサイド用ブラケットが付属していること。
5		項目1-4で示したマイクロコンベックスプローブについて、以下の要件を満たすこと。
5	1	周波数は3.5MHzであること。
5	2	周波数レンジは1.5MHz～6MHzであること。
5	3	視野角は80°以上であること。
5	4	人体接触部は15mm×30mm以下であること。
5	5	専用のサイド用穿刺アダプタを有すること。
5	6	専用のブラケットが付属していること。
6		その他、以下の要件を満たすこと。
6	1	項目1-1で示した超音波診断装置を収納するリフケースが付属していること。
6	2	超音波診断装置用ベリ(250ml)が12本付属していること。
7		その他
7	1	令和3年3月31日までに、本仕様書に掲げる装置について、搬入・設置・据付・調整等を確実に完了し、安定した稼働ができるようにすること。
7	2	装置の設置調整費用は、今回の調達範囲に含むこと。(一次側設備[電気・空調・給排水等])の費用は含まない)
7	3	上記の仕様を満たし提案する機器に関しては、入札時点で『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』(薬機法)に定められている製造・販売の承認を受けていること。
7	4	納入前に、納入先担当者と納入スケジュールを確認し、合意の得られた日程で作業を進めること。また、計画書類を提出する等をし、情報の齟齬が無いように努めること。
7	5	装置の設置調整にあたっては、当館スタッフとの協議の上、その指示によること。また、搬入の際には納入業者が立ち会うこととし、当館に損傷を与えないように注意を払うように努め、必要がある場合、搬入経路に養生等を施すこと。
7	6	当館の建物及び設備等に損傷を与えた場合、納入業者の責任において現状復旧すること。
7	7	本調達に関する契約の締結後、本仕様書に掲げる装置のバージョンアップ等があった場合は、契約額を変更することなく、最新のバージョンに修正し契約期間内に確実に納品すること。
7	8	装置やシステムの納入から起算して1年間は、それらの修理及び保守について無償で行うこと。
7	9	落札業者及びメーカーにおいて、各種障害が発生したときに早急な復旧を可能にするサービス体制を構築しており、当館に対してその証明が可能であること。
7	10	装置やシステムの故障、不具合に対して、夜間及び土日祝日、年末年始においても修理などの対応、連絡体制が整備されていること。
7	11	装置やシステムに関して当館からの依頼がある場合、30分～1時間以内に担当者が到着し、対応する体制が整備されていること。
7	12	操作マニュアルは、日本語版を当館が必要とする部数提供すること。
7	13	納入後1年間に行った調整及び修理等の全ての作業については、当館担当者に報告すること。
7	14	納入期限までに、当館の指示や指定する条件に基づき、当館職員の立会のもとで動作確認を行うこと。
7	15	取扱説明書に関する教育訓練は、当館の担当技士2名以上に対し当館が指定する日時・場所で行うこと。
7	16	納入後1年間は、必要に応じ、電話・現場立会いにより教育訓練を実施することとし、その経費については無償とすること。